

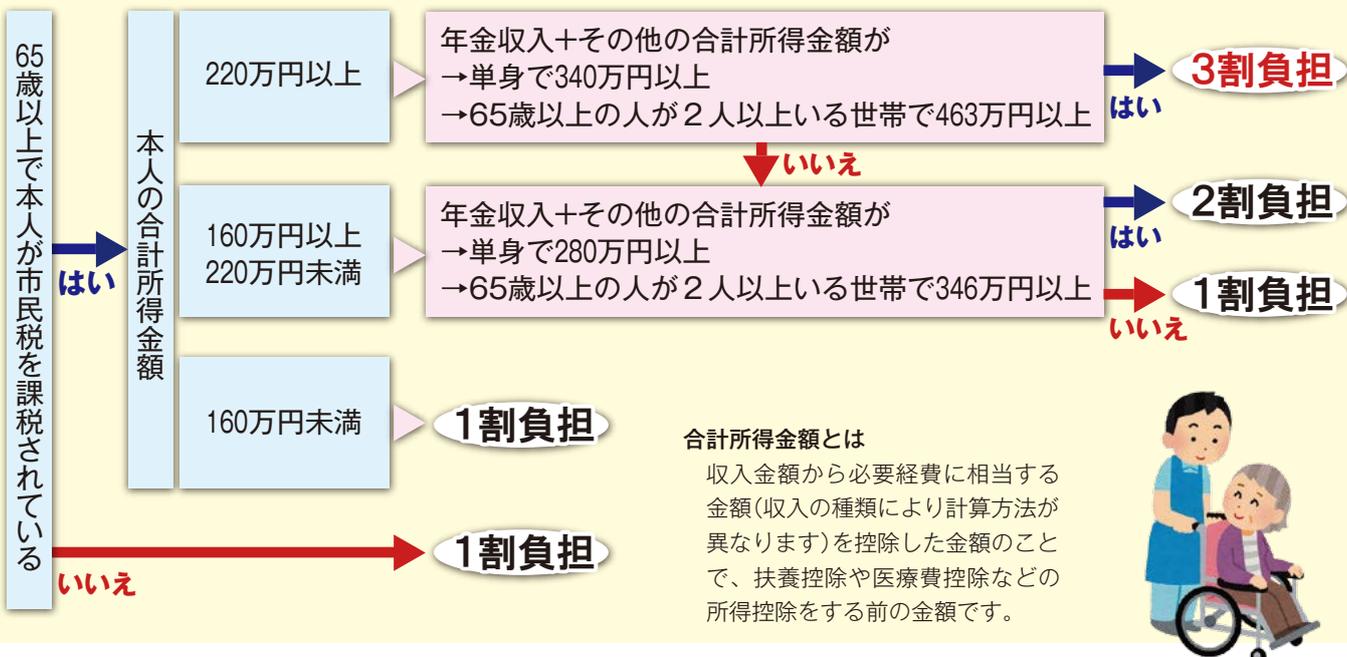
・・・8月から介護保険サービスの利用者負担割合が変わります・・・

一定以上の所得のある人が3割負担に

これまで介護保険サービスを利用した場合、65歳以上で一定以上の所得のある人は2割負担、それ以外の方は1割負担で利用できましたが、8月から2割負担で特に所得の高い人は3割負担になります。



利用者負担の判定の流れ



・・・食費・部屋代の負担軽減(介護保険負担限度額)・・・

介護保険負担限度額の申請

介護保険4施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)やショートステイを利用する人の食費・部屋代は、本人の自己負担となりますが、低所得の人(住民税非課税世帯)は、申請により食費・部屋代の負担が軽減されます。ただし一定額以上の預貯金などの資産を持っている人は、軽減の対象になりません。

申請に必要なもの

負担限度額認定申請書、同意書、預貯金通帳などの写し(直近2カ月分、配偶者分も含む)、印鑑

※申請書に個人番号の記載がある場合には、被保険者本人または代理人の身元確認のために各種証明書の提示または添付が必要です。

申請前に確認を

- 複数の預貯金がないか
 - 通帳の記帳をしてからコピー
 - 総合口座の場合は定期預金の有無や履歴の有無
 - 履歴があれば残高が0円でも写しが必要
- ※通帳の紛失による再発行や通帳の記帳をしてからでないといけない場合があります。



食費・部屋代の負担軽減 対象者判定の流れ

